

さくら市学校給食センター設計業務 公募型プロポーザル審査基準

1 審査基準

(1) 審査項目「さくら市学校給食センター設計業務プロポーザル審査基準表」に定めた審査項目とする。

(2) 配点

審査項目ごとの配点は、さくら市学校給食センター設計業務プロポーザル審査基準表（以下「審査基準表」という。）のとおりとし、総合評価点数は100点満点とする。

2 審査方法

(1) 資格審査

資格審査は事務局において、応募者が実施要領に定める応募資格等の要件を満たしているかどうか、申請書及び聞き取りにより確認する。

(2) 審査及び候補者の選定

① 審査委員会

さくら市学校給食センター設計業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された企画提案書等の書類審査及び申請者からの事業計画等の説明（プレゼンテーション）を受けて審査を行う。

② 各委員は、審査評価表の審査項目ごとに点数を付け評価し、次の採点の合計により各提案者の順位を決める。

ア 最高点を付した審査委員の数が一番多い提案者を第1優先交渉権者とし、次点を第2優先交渉権者として選考する。

イ 最高点を付した審査委員の数が同数であった場合は、評価点の合計点数の高い提案者を第1優先交渉権者として選考する。

ウ 第1優先交渉者が契約までの間に失格事項に判明した場合又は辞退した場合は、第2優先交渉者と協議を行い、受注者を決定する。

エ 参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準（審査員の平均点数が60点以上）を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し協議を行う。

3 審査委員会の非公開

審査委員会の会議は非公開とする。

非公開の理由は、提案内容に著作権、特許権、その他申込者が保有する特別なノウハウが含まれていることが想定され、申込者の活動上、利益を害する恐れがあるため。また、会議において、委員の率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれる恐れに配慮するため。

4 失格又は選定の取り消し

次の事項に該当した場合は、失格又は選定を取り消すものとする。

- (1) 申込者が、募集要項中の参加資格要件を満たさないことが判明した場合。

5 審査結果の通知及び公表

教育委員会は、審査委員会の結果を踏まえ、その結果を申込者に対して文書で通知する。また、審査結果（第1及び第2優先交渉権者については、その名称まで）をさくら市ホームページに掲載する。公表の様式は、別添「さくら市学校給食センター設計業務プロポーザル審査結果の公表」のとおりとする。

6 審査における具体的な評価方法について

- (1) 委員は審査基準表の評価対象ごとに点数を付け評価する。
- (2) 点数は5段階評価とし、下表の配点区分ごとの点数をつける。

評価区分	配点	配点区分		
		5点	10点	15点
特に優れている	5点	10点	15点	
やや優れている	4点	8点	12点	
標準的である	3点	6点	9点	
やや劣っている	2点	4点	6点	
劣っている	1点	2点	3点	

- (3) 見積額(税込)については相対的に評価する。